

# 危険なブロック塀などを撤去しましょう

撤去費用を補助します

上限  
**16万円**

撤去工事費の  
**80%を補助**



一般財団法人 消防防災科学センター（災害写真データベース）

香川県及び県内の市町では、大規模な地震などの自然災害が発生した際に、ブロック塀などの倒壊による事故を防ぎ、県民の皆様の安全・安心を確保するため、引き続き、令和2年度も道路に面した危険なブロック塀などの撤去費用の一部を補助します。

## 補助の対象となる塀（危険なブロック塀）

市町が補助要綱で定める避難路や通学路などの道路※に面した民間の塀のうち、点検の結果、「危険」と判断された補強コンクリートブロック造などの塀で、高さが1.2メートルを超えるもの。

※補助の対象となる道路は、市町によって異なりますので、市町担当窓口にご相談してください。

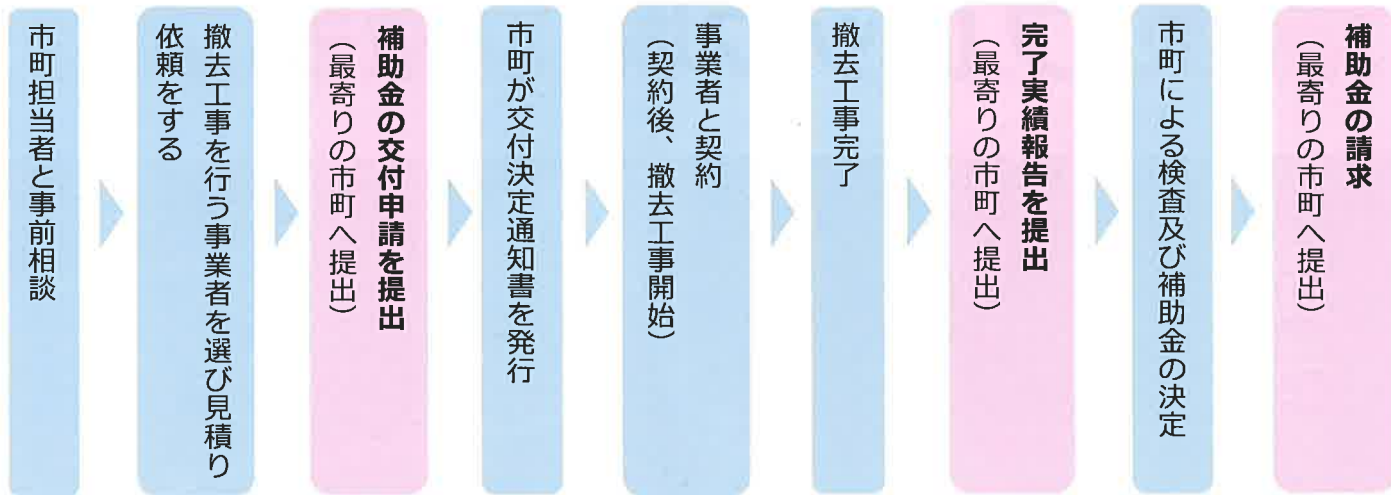
## 補助額（令和2年度）

撤去工事（撤去費・処分費）に要する費用の80%（上限16万円）を補助します。

（例）撤去工事費が20万円以上の場合、16万円を補助します。

撤去工事費が20万円未満の場合、撤去工事費の80%を補助します。

# 補助手続きの流れ



## 注意事項

- 交付決定通知を受けた後に撤去工事の契約をしてください。
- 必ず、撤去前、撤去工事中、撤去完了時の写真を撮影してください。

# 手続きに必要な書類など

## 1 補助金の交付申請時（工事着手前）

市町が定めている補助金交付申請書に下記の書類を添えて市町担当窓口へ提出してください。

- (1) 付近見取図（住宅地図程度）
- (2) 現況写真  
（全景、前面道路、劣化状況を撮影）
- (3) 塀の点検表
- (4) 撤去工事に要する費用が分かる見積書の写し
- (5) その他市町が必要とする書類

## 2 実績報告時（撤去工事完了後）

市町が定めている完了実績報告書に下記の書類を添えて市町担当窓口へ提出してください。

- (1) 工事請負契約書  
又は注文書・請書の写し
- (2) 補助対象工事の領収書の写し
- (3) 撤去に係る工事写真  
（補助対象工事の全景が分かる撤去前・撤去工事中、撤去完了時の写真）
- (4) その他市町が必要とする書類

## 塀の点検表

**塀の点検表【補強コンクリートブロック塀】※鉄筋有り**

点検日：                      年   月   日  
 点検者：    印

補助金の申請にあたり、補強コンクリートブロック塀を次のとおり点検しました。点検の結果は、事実と相違ありません。

※この点検表による高さの基準は、敷地側の地盤面からの高さとする。

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2.2m以下	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2 塀の厚さ	高さ 2 m を超える塀で15cm未満	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 不明
	高さ 2 m 以下で10cm未満	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 不明
3 鉄筋	壁頂・基礎は横方向に、壁の端部及び隅各部は縦方向に、それぞれ径 9 mm 以上の鉄筋が入っている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	壁内に径 9 mm 以上の鉄筋が縦横 80cm 以内の間隔で配筋されている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
4 控え壁（高さが 1.2m を超える塀の場合）	3.4m 以内ごとに、鉄筋が入った控え壁が塀の高さの 1/5 以上突出している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5 基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
6 傾き ひび割れ	全体的に傾いている 又は 1mm 以上のひび割れがある	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい
7 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい
8 その他	塀が土留め壁を兼ねている 又は玉石積み擁壁等の上にある	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい
<b>判 定</b>			
8項目（不明の項目を除く。）のうち、1つ以上の不適合がある。			<input type="checkbox"/> はい

# 危険ブロック塀等撤去補助 Q&A

**Q 危険なブロック塀の築造年月による要件はありますか。**

A 築造年月の要件はありません。

**Q 申請者の要件はありますか。**

A 原則として、危険なブロック塀等の所有者が申請者となりますが、親子や配偶者の関係であれば申請することができます。

**Q 道路に面する全ての危険なブロック塀を撤去する必要がありますか。**

A 原則として、道路に面している部分はすべて撤去する必要があります。ただし、やむを得ず残す必要がある場合は、事前に市町担当者に相談してください。

**Q 法人が所有する危険なブロック塀も対象ですか。**

A 個人、法人所有者のものも対象です。お気軽に相談してください。

**Q 申請書類は、どこで入手できますか。**

A 申請様式は、各市町のホームページからダウンロードできます。また、直接、市町の窓口にも備え付けています。

**Q 申込（受付）期限はありますか。**

A 受付期限は、各市町によって異なりますので、詳細についてはお住まいの市町にお問合せください。

**Q 新たにフェンスを設置したいが補助の対象となりますか。**

A 危険なブロック塀等の解消を目的としており、新たにフェンス等を設置する工事（整備費用）は、対象になりません。

**Q 建物の建て替え又は解体時に行う危険なブロック塀の撤去は対象になりますか。**

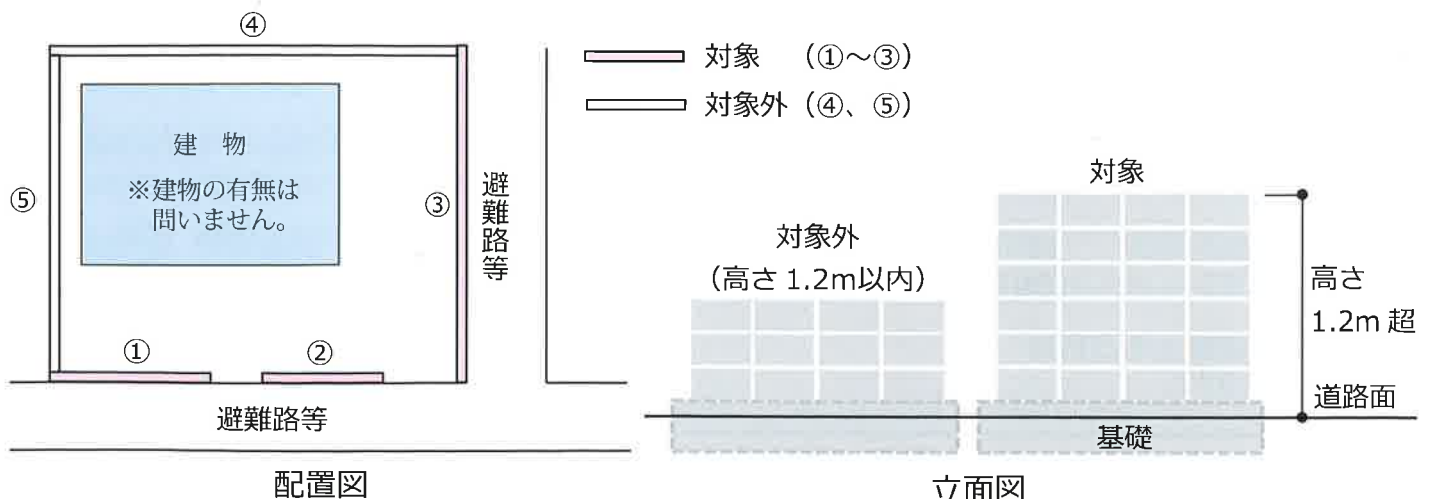
A 対象となります。ただし、補助申請を提出し、市町から交付決定の通知を受けた後に、撤去工事に着手してください。

**Q 点検した結果、安全でしたが、どのように維持管理すればよいですか。**

A 日頃からひび割れや傾き等の老朽化が進んでいないかなどに目を配り、定期的に点検をすることが大切です。

**Q 避難路や通学路などの面したブロック塀とは、どの範囲が補助対象となりますか。**

A 下図に示した範囲が対象となります。



# あなたのブロック塀等は安全ですか？ 今すぐ確認しましょう。

ブロック塀等が以下のいずれかに該当する。

(詳細は点検表をご覧ください。)

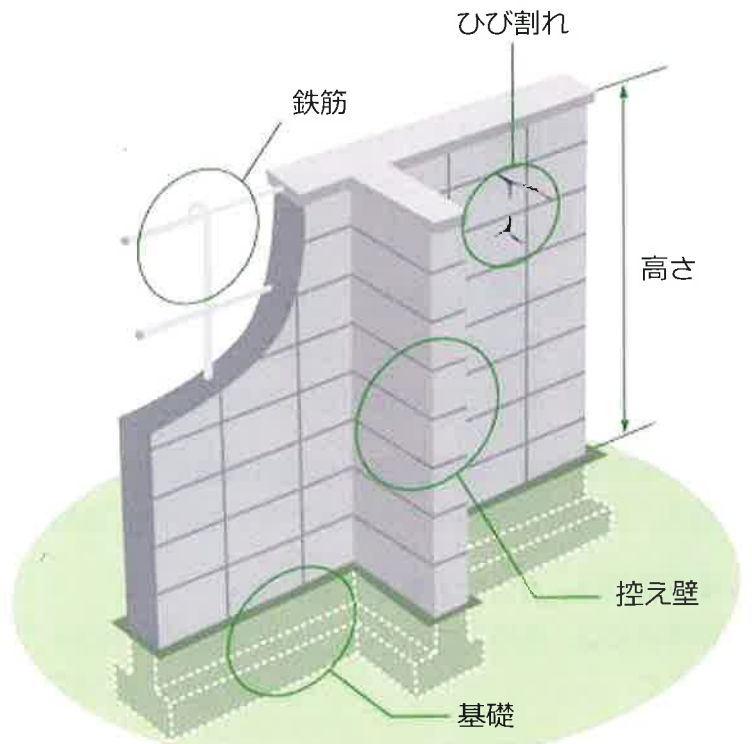
- 塀の高さが地面から 2.2mを超えている。
- 控え壁がない。  
(高さ 1.2mを超える場合のみ)
- 基礎がない。
- 傾き、ひび割れがある。
- 鉄筋がない。
- ぐらつきがある。

1箇所でも該当する項目がある場合

あなたのブロック塀は**危険**です。

早急に撤去等による改善を行いましょ。

撤去費用は、補助の対象となりますので、補助金を活用して危険なブロック塀を解消しましょ。



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」一般財団法人 日本建築防災協会

## 大地震によるブロック塀の倒壊事故

○これまでにブロック塀の倒壊による死亡事故は、

- ・昭和 53 年の宮城県沖地震
- ・平成 17 年の福岡西方沖地震
- ・平成 28 年の熊本地震
- ・平成 30 年の大阪府北部地震

などで発生しています。



一般財団法人 消防防災科学センター (災害写真データベース)

## 相談窓口・問い合わせ先一覧

高松市 建築指導課  
087-839-2488

丸亀市 都市計画課  
0877-35-7613

坂出市 建設課  
0877-44-5011

善通寺市 建築住宅課  
0877-63-6337

観音寺市 建設課  
0875-23-3942

さぬき市 都市整備課  
087-894-1113

東かがわ市 建設課  
0879-26-1302

三豊市 建築住宅課  
0875-73-3044

土庄町 建設課  
0879-62-7006

小豆島町 住まい政策課  
0879-82-7011

三木町 土木建設課  
087-891-3307

直島町 建設経済課  
087-892-2224

宇多津町 地域整備課  
0877-49-8012

綾川町 建設課  
087-876-5280

琴平町 地域整備課  
0877-75-6708

多度津町 建設課  
0877-33-1112

まんのう町 建設土地改良課  
0877-73-0107

〒760-8570

TEL 087-832-3612

香川県土木部建築指導課

高松市番町四丁目1番10号

FAX 087-806-0239

ホームページ <http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenchiku/>

かがやくけん、かがわけん。

香川県

2020.4